

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年4月1日作成)

法令名	特定農産加工業経営改善臨時措置法
根拠条項	第3条第2項
許認可等の種類	事業提携に関する計画の承認
法令の定め	第3条第2項 特定農産加工業者又は特定事業協同組合等は、他の特定農産加工業者、他の特定事業協同組合等、関連業種（その業種に属する事業が農産加工業であり、かつ、特定農産加工業との関連性が高いことその他の政令で定める基準に該当するものとして農林水産省令で定める業種をいう。）に属する事業を行う者（以下「関連農産加工業者」という。）又は事業協同組合その他政令で定める法人で関連農産加工業者を構成員とするもの（以下「関連事業協同組合者等」という。）と共同して、その行う事業（特定事業協同組合等又は関連事業協同組合等にあつては、その構成員のために行う事業）について事業提携（生産、保管、販売若しくは新商品若しくは新技術の研究開発（農産加工業に係るものに限る。）の共同化又は 合併若しくは営業の全部若しくは重要部分の譲渡若しくは譲受けその他これらに準ずる行為をいう。以下同じ。）に関する計画を作成し、これを当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該計画が適当である旨の承認を受けることができる。
審査基準	「特定農産加工業経営改善臨時措置法施行事務実施要領」のとおり
標準処理期間	総 期 間 20日【30日】（注：休日は含まない。） 経由機関 ー 日【10日】（ー 【(総合)振興局】） 協議機関 ー 日【ー 日】（ー 【ー ー】） 処分機関 20日【20日】（(総合)振興局【本庁】） ※2以上の総合振興局及び振興局所管区域にわたるものは【 】を適用
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部農務課
申請先	各総合振興局及び振興局産業振興部農務課
問い合わせ先	各総合振興局及び振興局産業振興部農務課
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/kikaku/gyousei_tetsuzuku.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/kikaku/gyousei_tetsuzuku.htm</a> ） ・2以上の総合振興局及び振興局所管区域にわたるものの処分の担当は、農政部食の安全推進局食品政策課 （電話番号：011-231-4111(内線 27-685)）